

公益社団法人日本通信販売協会 御中

経済産業省商務情報政策局情報産業課環境リサイクル室
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

小売業者が引き取った特定家庭用機器廃棄物の適正な引渡し等について

今般、一部の小売業者が、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）に基づき排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取っていながら、その一部を製造業者等へ引き渡していなかったことが、経済産業局及び地方環境事務所の立入検査で判明し、家電リサイクル法第16条第1項の規定に基づく勧告を行いました。

排出者から引き取った特定家庭用機器廃棄物を小売業者が製造業者等に引き渡すことは、家電リサイクル法が定める小売業者の重要な義務です。

今後も引き続き家電リサイクル法の規定に則して立入検査を実施する所存ですが、貴会におかれましては、下記事項の徹底について、貴会の会員のうち特定家庭用機器の小売販売を業として行う者に対し周知方お願いします。

記

1. 引き取った特定家庭用機器廃棄物の適正な引渡しについて

小売業者は、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合、又は特定家庭用機器として再度使用し、若しくは販売する者に有償若しくは無償で譲渡する場合を除き、家電リサイクル法第10条に基づき製造業者等に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡さなければなりません。

なお、「特定家庭用機器として再度使用し、若しくは販売する者に有償若しくは無償で譲渡する場合」とは、譲渡先の者が適正にリユースをする又はリユース販売をする場合のみを指すものであり、「リユース利用」又は「リユース販売」を行うと称しつつ、実際にはそれらを行わない者（いわゆる「不用品回収業者」など）に有償又は無償で譲渡することはこれに該当しません。

また、自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合、又は特定家庭用機器として再度使用し、若しくは販売する者に有償若しくは無償で譲渡する場合は、家電リサイクル法に基づく収集運搬料金及びリサイクル料金を受領することはできません。

2. 特定家庭用機器廃棄物管理表の管理について

小売業者は、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取る時は、自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場、又は特定家庭用機器として再度使用し、若しくは販売する者に有償若しくは無償で譲渡する場合を除き、特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）に必要な事項を記載し、当該排出者に当該管理票の写しを交付しなければなりません。

なお、その他、小売業者の義務等については、別添を参照してください。